陸運と安全衛生

2023
10
No.654

死角を視界にする努力　降りてひと手間後方確認

陸災防「令和５年度　安全衛生標語」交通部門優秀作品

十和田湖

トピックス

・陸運業における腰痛予防対策について

・改正労働安全衛生規則が施行されました！

～　対応はお済みですか？　～

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

トピックス

陸運業における腰痛予防対策について　（１）
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課 主任中央労働衛生専門官　船井雄一郎

改正労働安全衛生規則が施行されました！　～ 対応はお済みですか？ ～　（６）

安全

テールゲートリフター使用時のロールボックスパレット逸走防止のために　（９）
独立行政法人 労働者健康安全機構　労働安全衛生総合研究所
リスク管理研究グループ　大西明宏

【連載】モータージャーナリスト森山みずほのポイントオブビュー
未来のクルマ社会を感じてみませんか？　(23)
モータージャーナリスト　森山みずほ

【連載】陸上貨物運送事業における労働災害を少しでも減らすために！
建設現場の安全管理に学ぶ　(25)

【陸上貨物運送事業の送検事例】
逸走防止措置を怠る　(27)

【災害事例とその対策】
クレーンによる荷卸し作業は足場の確保が最優先!!　(31)

労働災害発生状況（令和５年速報）　(32)

健康

【連載】マコマコ博士のメンタルヘルス2023
キレやすい人が増加…！ セロトニンが不足！？　(20)
精神科医　夏目 誠

陸災防情報

「テールゲートリフターによる荷役作業者向け特別教育」のご案内　(12)

「テールゲートリフター特別教育のインストラクター養成講座」のご案内　(12)

「テールゲートリフター特別教育関連図書・用品のご案内　(13)

令和５年度安全衛生表彰等の受賞者の方々　(14)

小企業無災害記録表彰　(16)

第59回全国陸災防大会を青森県にて開催します　(17)

３か月先の暦が分かる「卓上カレンダー」販売のご案内　(24)

「令和５年度 陸運事業者のための安全マネジメント研修」のご案内　(28)

【支部の活動（フォークリフト運転競技大会）】
各都道府県で競技大会が開催されています（上位者のご紹介）　(29)

「安全ポスター №84」のご案内　(34)

関係行政機関・団体情報

【厚生労働省】**地域別最低賃金額の改定及び最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業について**　(30)

陸運業における腰痛予防対策について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課
主任中央労働衛生専門官　船井雄一郎

1　はじめに

◯陸上貨物運送事業では、腰痛が多く発生しています。業務上の腰痛として労働基準監督署に報告があったもののうち4分の1は、概ね1か月以上の休業見込みとなっております。

◯腰痛の発生は、従業員はもちろんのこと、会社にとっても業務運営や人材確保に支障を生じるおそれがあります。

◯腰痛は、複数の要因が影響して発症することを考えると、事業場の状況を踏まえて管理者が対策を講ずることに加えて、作業者自身に荷物の正しい取扱い方法などをよく理解してもらうよう、労働衛生教育を充実させることにより、効果的な予防が期待できます。

◯腰痛予防対策を講じることは、高年齢労働者や様々な体格の人々にとって、身体への負荷を軽くするものでもあり、働きやすい作業環境や作業方法につながり、生産性の向上にもつながります。また、腰痛の大半を占める災害性腰痛の発生要因は、転倒災害の発生要因と共通する部分も多いため、両者の予防、防止に取り組むことは、職業性疾病や労働災害の防止に大きな効果が期待できます。

◯それでは、各事業場で腰痛予防に取り組むに先立ち、陸上貨物運送事業に特化した災害分析をみてみましょう。

2　腰痛災害の発生状況

◯厚生労働省「業務上疾病調」によれば、令和4年（2022年）における業務上疾病（休業4日以上）の発生件数は、9,506件（新型コロナウイルスのり患によるものを除く）となっており、そのうち腰痛は5,990件（非災害性を含む）となっています。

◯腰痛を主要業種別にみると、保健衛生業、商業・金融・広告業、製造業、運輸交通業の順となっています。運輸交通業と貨物取扱業から陸上貨物運送事業を取り出して整理すると、732件（全産業の12%）となります。

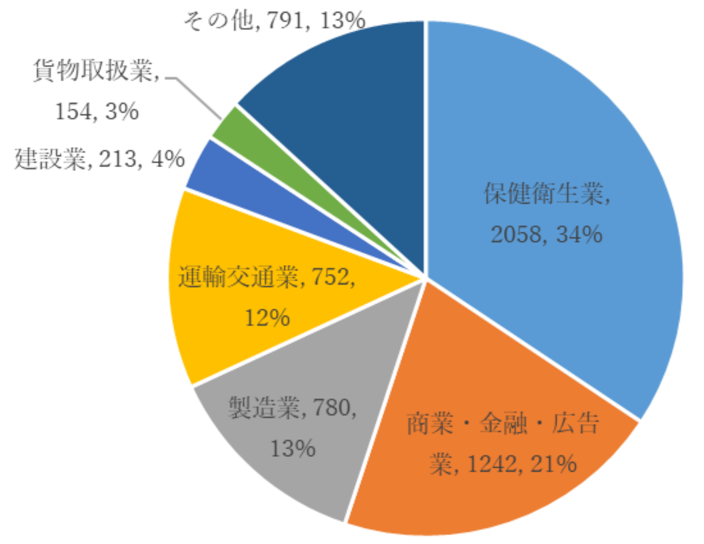

主要業種別腰痛発生状況（令和４年）

〇それでは、陸上貨物運送事業で発生した腰痛732件を曜日別、時間帯別に発生状況を分析してみましょう。
〇このグラフを見てみると、月曜日に多く発生しております。
〇作業に先立ち、身体をよくほぐすなど、作業者側の対策だけでなく、始業時には作業量が多くなりすぎないよう気を付けるなど、管理者側の対策も求められます。

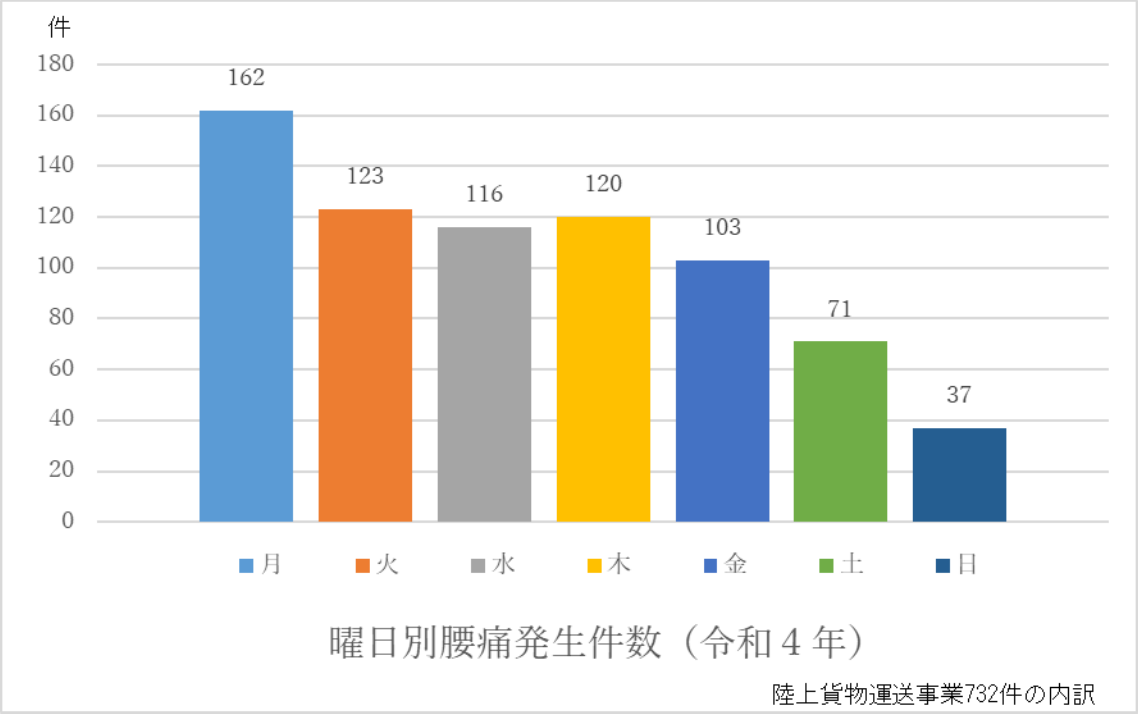

〇時間帯としては、午前8時から12時にかけて多いですが、8時から10時までが極端に多くなっています。
〇作業開始時間や、その日の作業開始時の荷の取扱い状況などは、事業場ごとに様々だと思われますが、プライベートから仕事に場面が切り替わる朝一番の仕事で腰痛がハイリスクとなります。
〇仕事に体が慣れていない作業開始後間もなくのタイミングで腰痛が多発しているというデータをふまえ、最大限の注意を払うべきとの共通認識を持つ必要があります。

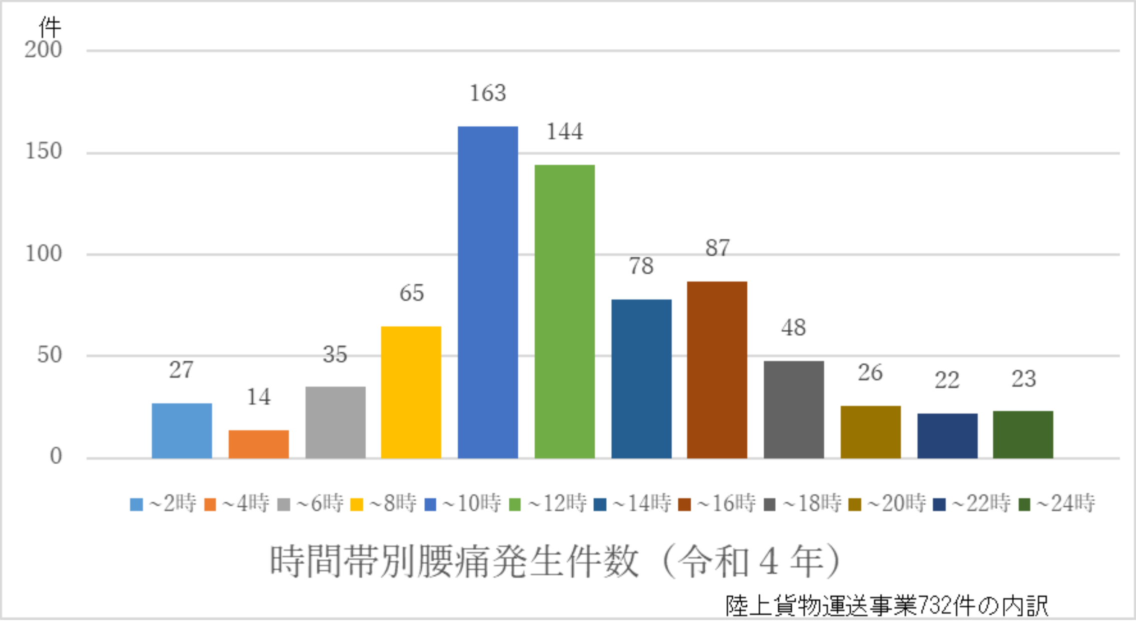

◯また、労働者死傷病報告に記載された腰痛の休業見込み日数（休業4日以上）を見ると、4～7日が32%、8～14日が28%となっているものの、29日以上が28%を占めております。

◯ひとたび、業務上の腰痛が発生すると、長期間にわたる休業となる可能性があり、労働者本人のみならず、その家族や事業者にも大きな影響が生じることに留意が必要です。

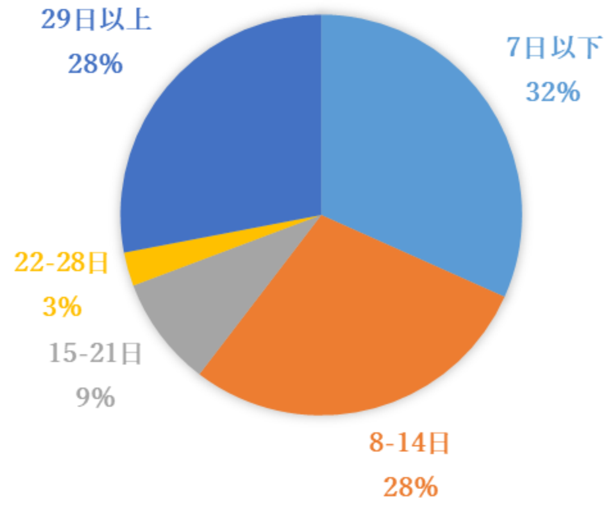

腰痛休業見込み日数の割合（令和４年）

陸上貨物運送事業732件の内訳

◯年齢区分別の発生状況は次の図のようになります。腰痛の発生件数を見ると、30歳代から50歳代で特に高くなっています。

◯腰痛は、日頃からの腰部への負荷が蓄積する要因を無視できませんが、ぎっくり腰など災害性腰痛の多くは、荷物の持ち上げなどをきっかけとして発生しています。

◯このことから、作業量や作業スピードを抑制しつつ、荷物を取扱う際の作業姿勢や台車等の器具の使用など正しい作業方法の習得と遵守が欠かせません。

◯各事業場において、「作業量が時間的に著しく偏ったことはなかったか」、「そのときに特定の作業者に負荷が集中するようなことはなかったか」などをよく分析し、今後も起こり得る作業量の変動に対して備える必要があります。

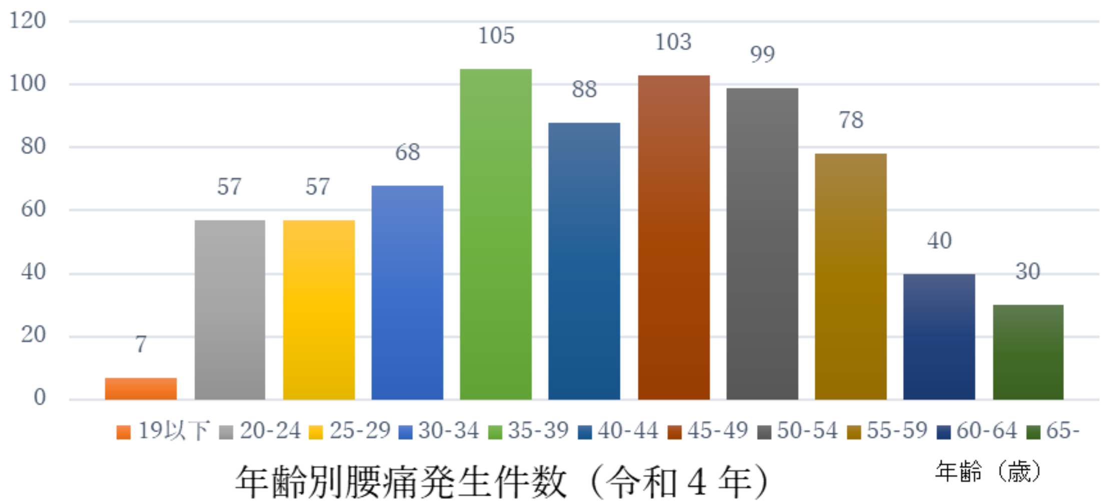

年齢別腰痛発生件数（令和４年）

陸上貨物運送事業732件の内訳

3　腰痛災害による影響

⑴　労働者への影響

◯腰痛を発症すると、激しい痛みで休業せざるを得なくなるケースが多く、日常生活においても安静が必要になるなど仕事と生活の両面に大きな支障を生じます。

◯休業期間を終えて出勤する際にも、身体をいたわりつつ腰部への負担をかけないよう、長期間にわたり配慮が必要となります。

⑵　事業者への影響

◯腰痛の原因となった作業は、発症時に行っていた特定の作業に限られるものではなく、腰痛の発症には至らなかったものの腰部に負担のかかる作業も影響している場合も多いため、再発防止策の検討に当たっては、腰痛発生リスクの高い作業の洗い出しが必要となります。

◯他の労働者が行う関連作業なども確認が必要となるなど、再発防止策を検討するために、多くの関係者に相当な時間を費やさせることとなります。

◯労働者の休業に伴い、人員配置の変更や追加が必要となり、これに伴い、新たな人員に対し、作業のための教育や安全衛生教育を実施することも必要となります。腰痛となるリスクが高い作業を放置すれば、他の労働者に腰痛を発生させるおそれがあるほか、人材確保にも影響が出かねません。

4　どのように予防したらよいか

腰痛発生リスクは、作業ごとに異なるため、事業場ごとに洗い出しと対策が必要です。

⑴　腰痛発生リスクの着眼点

◯重量物や無理な姿勢での腰部への負担の繰り返しを減らします。
- 自動化、省力化、補助的ツールを工夫しましょう。

◯無駄な作業を取りやめたり、作業方法を見直し、改善したりします。
- 最適な作業方法を工夫し、各人が習得しましょう。

◯小休止・休息は、意識的に導入する必要があります。
- 疲れる前に、小休止・休息を定期的かつ積極的に行いましょう。

◯長時間の固定された姿勢は、腰部への負担がかかります。
- 身体を動かしましょう。

⑵　主な作業別の着眼点

◯積込み・積卸し
- 重量物を繰り返し取り扱うことで負荷がかかります。
- 「1回ごとの負荷（重量や無理な作業姿勢）×回数」に留意しましょう。
- 同じ重量でも、作業姿勢を変えると腰部への負担は大きく変わります。作業の合間に小休止やストレッチを行うことなども効果的です。
- 持ち上げる力はいらないものの、無理な姿勢やバランスをくずした瞬間など、腰部に大きな負担がかかることがあります。
- 標準的な作業姿勢を習得した上で、原則どおり作業しましょう。
- 足元の状況や荷姿にも注意し、不意な重心移動を避けましょう。

◯荷の仕分け
- 作業を優先すると、腰部への負担が増えてしまいます。
- コンピュータ制御システムや自動仕分け機などとの連携に注意しましょう。
- 人力による作業を無理なく行えるよう、作業方法や作業位置を改善しましょう。

◯運転

・長時間の座った姿勢により、腰部に負担がかかります。

・特に、荷物を運搬する予定があるときは、適宜、小休止・休息をとり車両から降りて少し歩くなどしましょう。

・長時間運転の直後に荷物の運搬をするときは、カートや台車の活用など、腰部への負担をできるだけ小さくしましょう。

⑶ 日々取り組むべきこと

◯日頃から軽いストレッチをするなどし、身体を柔軟にしましょう。ただし、長時間運転の直後は、腰部への負担がかかっていますので、無理な運動はせず、軽く歩くなど徐々に身体を慣らす必要があります。

◯急な動作をしてはいけません。また、バランスをくずしたり滑ったりすると、急な動作につながり、腰部にとても大きな負担がかかるので、急な動作にならないよう気をつけましょう。

◯寒さは、血行が悪くなり腰部への負担を増大させるため、腰痛の発生や悪化につながります。寒冷な場所での作業では、防寒服を着るなど保温対策に努めましょう。

◯重量物を取り扱う作業に当たっては、喫煙、前日の飲酒や睡眠不足が腰痛の発生や悪化に悪い影響を及ぼすことがあるので、注意しましょう。

5 厚生労働省における取組

◯厚生労働省では、陸上貨物運送事業に特化した腰痛予防に留意すべきポイントを動画教材として作成し、厚生労働省ホームページを通じ、広く提供しておりますので、ご覧になってください。

◯また、第14次労働災害防止計画において、陸上貨物運送事業における腰痛対策として、国等は「効果的な腰痛の予防対策を行うために、腰痛の発生が多い比較的多い重量物取扱い作業等について、事業者や研究者の協力を得つつ発生要因をより詳細に分析し、効果が見込まれ、かつ実行性がある対策を選定する。あわせて、事業者等の協力等を得つつ実証的な取組を行い、効果が得られた対策について積極的に周知・普及を図る」こととしております。

6 おわりに

◯業務上の腰痛は、労働者の作業行動から生ずる労働災害が多くを占めるなど、事業者が必要な措置を講ずべきことはもちろんです。

◯事業者が安全衛生管理体制を整備した上で、管理者を通じて日々の作業量を管理し、取り扱う重量物等の重量や大きさを制限し、正しい作業方法を指示し、腰部への負担が大きくなりすぎないよう休息時間を与えるとともに、作業台や運搬機器、適切な温度環境などを整備することが求められます。

◯一方で、作業者の体格や筋力、熟練、健康状態などは様々なことから、作業者自身も個々の荷の取扱いなどで正しい取扱い方法を習得し、実践することが求められます。

◯さらに、荷主が指定した作業場などにおける作業は、所属事業者の管理が行き届かない場合もあるので、作業者から管理者への報告相談なども重要です。

◯このように、腰痛予防のためには、作業に当たり、管理者、作業者の双方が正しい知識を持って対策を講ずることが重要です。

◯ご紹介した対策のほか、上述した動画教材等を参考に、腰痛予防に取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

◯第14次労働災害防止計画では、上述のとおり、実証的な取組を行うにあたり、事業者等の協力等を得ながら進めることになっておりますので、引き続き、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

改正労働安全衛生規則が施行されました！
～ 対応はお済みですか？ ～

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る改正労働安全衛生規則等が、10月1日に施行されました。（テールゲートリフター特別教育は令和6年2月1日施行。）

対応は万全でしょうか？　以下により、対応状況をチェックしましょう。

なお、労働安全衛生法令における「貨物自動車」は、「専ら荷を運搬する構造の自動車」と定義されており、道路運送車両法に基づく分類とは異なるので注意が必要です。（緑ナンバーだけでなく、白ナンバー車も規制の対象となります。）

1　昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大

- 荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲が、最大積載量「5トン以上」から最大積載量「2トン以上」に拡大されました。
- 昇降設備の設置の要否の判断基準は「最大積載量」だけです。平ボディ車、バン車など、車の形状による取扱いの違いはありません。
- 今回の改正で、昇降設備は「床面と荷の上との間の昇降」だけでなく、「床面と荷台との間の昇降」にも必要であることが明記されました。
- 昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。
- テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。
- 昇降設備に関し、法令上の構造要件は示されていませんが、「作業者の墜落・転落を防止する」という目的に照らして、適切な昇降設備を設置する必要があります。
  ①　手すりや昇降グリップがあり、三点支持ができるもの
  ②　踏板に一定の奥行きがあるもの
  など

陸災防本部ホームページに掲載しております以下のQ&Aも参考としてください。
（http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2023/06/kaisei_point_question_answer.pdf）
Q&A①　昇降設備とその要件とは何ですか？
　　　　安全な昇降設備とはどのようなものですか？
Q&A⑧　昇降設備に含まれるものはどのようなものですか？

２　保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大

- 「保護帽」とは、「ヘルメット」のことです。国家検定に合格した「墜落時保護用」の保護帽でなければ、法令上の義務を果たしたことにはなりません。保護帽の内側に貼られている「国家検定合格標章」を確認しましょう。合格標章のないものや古いもの（プラスチックの帽体は経年劣化し、頭を保護する性能が低下します。）は直ちに使用をやめ、国家検定合格品に交換しましょう。

国家検定合格標章

- 対象となる貨物自動車は、最大積載量5トン以上のもの及び最大積載量2トン以上5トン未満で、次のいずれかに該当するものです。
  ①　荷台の側面が「構造上開放されているもの」又は「構造上開閉できるもの」
  ②　①以外でテールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときのみ）

> 以下のQ&Aも参考としてください。
> 　Q&A②　保護帽の着用が必要な時、必要でないときはどんな場合ですか？
> 　Q&A③　保護帽とは何ですか？その要件とはどんなものですか？
> 　Q&A⑦　保護帽の着用が必要な貨物自動車とはどんな自動車ですか？
> また、本誌8月号に、日本ヘルメット工業会様からのご寄稿「荷役作業における保護帽の正しい選び方、使い方」が掲載されていますので、ぜひご覧ください。

３　運転位置から離れる場合の措置

貨物自動車やフォークリフトなどの車両系荷役運搬機械の逸走を防ぐため、運転者が運転位置を離れる場合は、以下の三点が義務付けられていますが、テールゲートリフター装置など、運転席と作業装置の操作位置が異なる貨物自動車で作業装置の操作を行う場合は、①と②の義務は適用除外となります。

①　フォーク等の荷役装置を最低降下位置に置くこと
②　原動機（エンジン）を止めること
③　ブレーキを確実にかけるなど逸走防止措置を講ずること

上記の場合でも、ブレーキや輪止めなど貨物自動車の逸走防止措置は確実に実施しなければいけません。

> 以下のQ&Aも参考としてください。
> 　Q&A⑤　運転位置から離れる場合どのような措置が必要ですか？

テールゲートリフター特別教育の受講は、令和6年1月末日までに！

令和6年2月1日から、テールゲートリフターの操作の業務（テールゲートリフターが設置された貨物自動車に荷を積卸する作業を伴うものに限る。）に労働者をつかせるときは、特別教育の実施が義務付けられます。現在テールゲートリフターの操作の業務についている者には、施行までの間に特別教育を受けさせましょう。

- 特別教育の対象者は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作する者だけでなく、荷のキャスターストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務を行う者も含まれます。また、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に載せ、又は卸す作業を行う者にも教育の実施が推奨されています。
- 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は、特別教育の対象ではありません。
- テールゲートリフターが設置された貨物自動車の最大積載量の縛りはありません。白ナンバーの軽トラックに設置されたテールゲートリフターを操作する場合も特別教育が必要です。
- 特別教育のカリキュラムは、安全衛生特別教育規程で定められています。（学科教育4時間以上、実技教育2時間以上）
- 特別教育の講師に関し、資格要件の定めはありませんが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験等を有する者でなければなりません。陸災防では、特別教育の講師を養成するための講座を開講しています。
- 社内に教えられる方がいない場合は、陸災防都道府県支部など、外部機関が実施する作業者向けの講座を受講させる方法もあります。

以下のQ&Aも参考としてください。

Q&A② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育とは何ですか？

Q&A④ テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業の特別教育について、省略は可能ですか？ 特別教育を行わなかった場合、罰則はありますか？

Q&A⑥ 白ナンバーの貨物自動車で、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業においても、作業者への特別教育が必要ですか？

Q&A⑨ テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業の特別教育について、次の場合は特別教育は必要ですか？

【ご紹介】

当協会賛助会員であるミドリ安全株式会社様より、陸災防会員向け割引販売サイト全面リニューアル予定とのご連絡をいただきました。

会員専用サイトよりバナーをクリックして、サイトをご覧ください。

テールゲートリフター使用時のロールボックスパレット逸走防止のために

独立行政法人 労働者健康安全機構　労働安全衛生総合研究所
リスク管理研究グループ　大西 明宏

大西明宏 Profile
2006年に博士（保健医療学）取得。2008年に当研究所へ着任。専門は人間工学。主に滑りによる転倒災害防止に関する研究、荷役作業におけるロールボックスパレットやテールゲートリフター使用時を中心とした災害防止に関する研究に従事。

ロールボックスパレット逸走による問題

テールゲートリフター（以下、TGL）のオペレーターがロールボックスパレット（以下、RBP）等を支えながら昇降板に乗って昇降する場面をよく見かけます。しかし今般の安衛則の改正により、原則としてTGLメーカーが取扱説明書等で許可しない限り、オペレーター搭乗による昇降は法的に禁止されることになりました。とは言ってもTGLによる荷役作業は水勾配がある道路上でも行われますので、オペレーターがRBPを支えなくても逸走しない（しにくい）ようにしなければなりません。**図１**のイラストは傾いた道路でTGLを操作している際にRBPが逸走し、オペレーターが地面からRBPを支えようとしている様子です。「昇降板のキャスターストッパーとRBPのキャスターロックを掛けておけば大丈夫！」のはずです。ただしキャスター旋回部まではロックできないので、状況によってはRBPの逸走リスクが残っているのです。無理して支えてRBPの下敷きになったら・・・想像するだけでゾッとします。

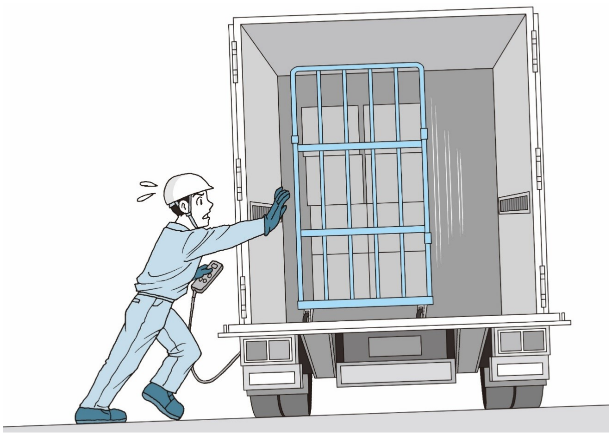

図１　ロールボックスパレット逸走による危険な場面のイメージ

使うのは角棒ゴムとダブルストッパーキャスター

RBPの逸走を防止するにはキャスターロックだけでは不十分なこともあると説明しました。では万全を期すにはどうしたらよいのでしょうか？キャスターの車輪に加えて旋回部を止めたらよいのです。具体的にはRBPが傾いている側の2つのキャスター車輪にゴムの角棒を沿わせて配置して止めるのです。**図２**は40mm高さの角棒ゴムの配置例です。通常のキャスターのロックにプラスアルファとなりますが、実際にどれくらいの効果が見込めるのでしょうか？今回は**図３**に例示した高さが20〜40mmの角棒ゴムと三角棒ゴム、そして通常のキャスターでは不可能な車輪ロックと旋回部を同時にロックできるダブルストッパーキャスターの検証結果を紹介します。

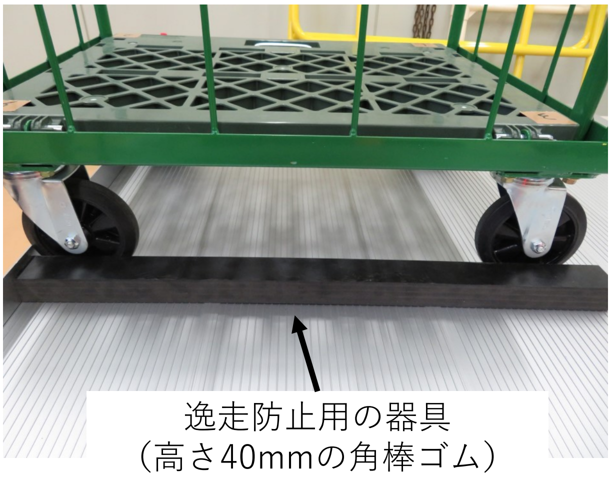

図２　ＲＢＰ背面側のキャスターに高さ40㎜の角棒ゴムを配置した様子

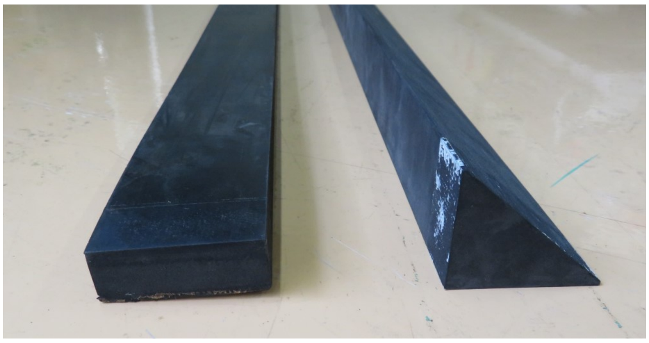

図３　高さ20㎜の角棒ゴム（左）と高さ40㎜の三角棒ゴム（右）

どのように逸走防止効果を判定するの？

今回の効果判定では、模擬的に逸走させるためにTGL昇降板に模した床が傾斜させる装置を用いました。ここにRBPの開口部側あるいは背面側から逸走するように配置し、昇降板のキャスターストッパーを模した50mm高のアングル材にキャスターの車輪を当て、ゴム棒を配置してから装置を徐々に傾斜させました。そして最終的にRBPが転倒ないしは逸走により床面から外れた時点の床面角度を各条件で2回測りました。**図４**は最終的にRBPが転倒した際の様子です。今回はコンビニエンスストアの配送などで多く使われているサイズの小さい（幅：800×奥行：600×高さ：1,700mm）RBPでの検証結果を紹介します。

図４　ゴム棒の逸走防止効果を超えたためにＲＢＰが転倒した様子

どれくらい効果はあるのか？

はじめに開口部からの逸走を想定した結果（**図５**）について見ていきましょう。現段階で最も妥当な方法であるキャスターの車輪ロック使用条件の転倒角度は19.1度（**図５**の左から2番目の棒グラフ）もあり、十分な逸走防止効果がありました。そしてこれよりも逸走防止効果が期待できる高さが異なる3種類の角棒と三角棒、ダブルストッパーキャスターでしたが、いずれも1度くらいのプラスとその効果は僅かでした。ただしキャスターの車輪ロックをしない条件では6.6度ときわめて逸走しやすいようだったので、キャスターの車輪ロックの重要性を改めて認識することができました。このようにRBPの開口部側については、現段階で妥当な方法である昇降板のキャスターストッパーとRBPのキャスターロックの併用だけでも、昇降板上のRBP逸走防止には十分な効果があることが分かりました。

次に背面からの逸走を想定した結果（**図６**）です。開口部よりも全体的に転倒角度が5度ほど小さくなる特徴が見られました。とりわけ現段階で最も妥当な方法と考えられるキャスターの車輪ロック使用条件において開口部では19.1度だったのに対し、背面では8.8度（**図６**の左から2番目の棒グラフ）と10度以上も縮小していて、RBPの向きによって影響の大きさに違いが出ることが分かりました。なぜ背面の方が劣っていたのか？それはRBPのキャスターロックが背面側には装着されていないために用をなさないこと、RBPの開口部にはパネルがないため、どうしても背面側に重心が偏ってしまうことが要因と考えられます。

さて、本題の角棒や三角棒、ダブルストッパーキャスターの効果はどうでしょうか？角棒と三角棒は高さに関係なく転倒角度はおおむね17度まで向上していましたので、RBPの背面側に逸走するような状況であればゴム棒の配置は非常に効果があると分かりました。一方、ダブルストッパーキャスターは11.5度と大きな効果は見られませんでした。これは先ほども述べましたが、RBPの背面側に傾けると開口部に装着されたダブルストッ

パーキャスターが浮き上がってしまい、一定の角度以上になると性能を発揮できなくなるのが原因です。これを解消するために4か所すべてにキャスターストッパーを装着するか、あるいは現行の2か所にゴム棒配置を併用するのがよいでしょう。

最適なゴム棒の提案に向けて

今回ご紹介した角棒や三角棒ゴムを用いたRBP逸走防止については、現在、形状や材質、寸法、そしてより現実的な検証としてRBPの積載条件を加えるなどして最適な仕様を検討しているところです。この仕様をまとめた資料は労働安全衛生総合研究所のホームページ等を通じて年内には公開する予定で進めています。当然のことですが実際に現場で使う皆さんの使い勝手や使用上の問題点も把握しなければなりません。今後は現場実証が課題になりますが、今回ご紹介したゴム棒を使う対策によってTGL使用時のRBP逸走防止に活用いただきたいと考えています。

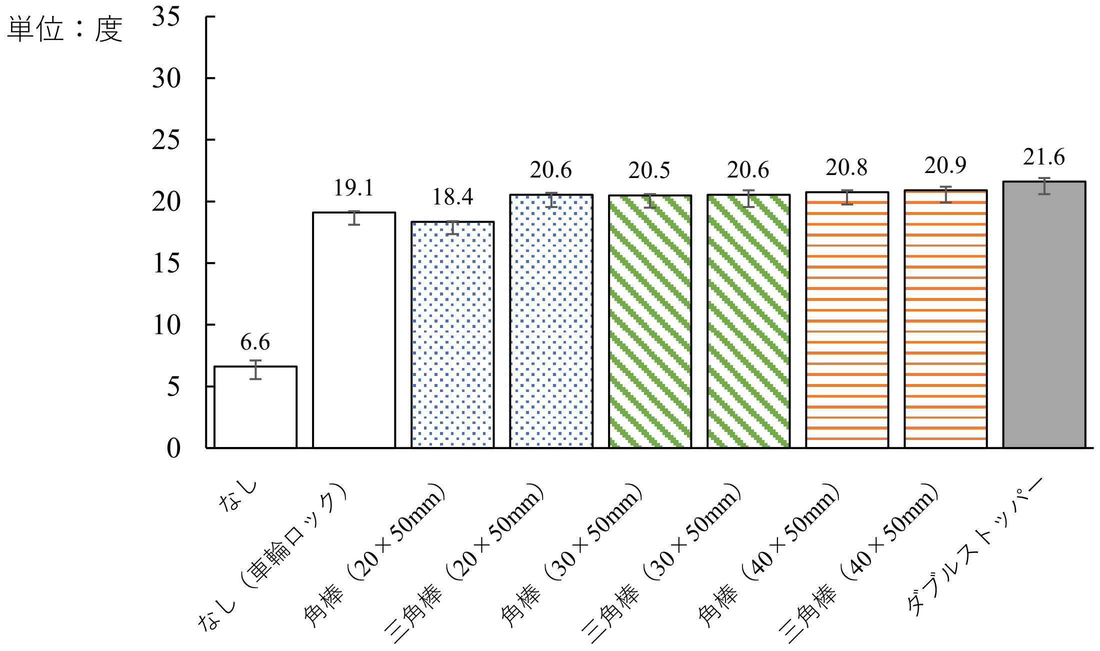

図５　ＲＢＰ開口部側への傾斜による転倒角度

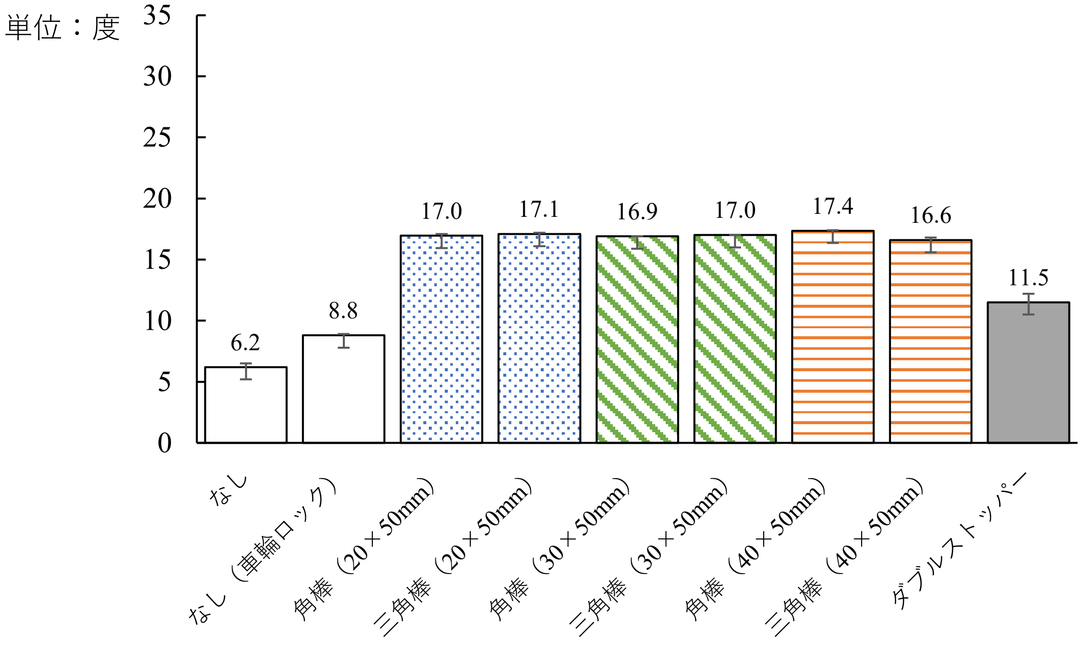

図６　ＲＢＰ背面側への傾斜による転倒角度

「テールゲートリフターによる荷役作業者向け特別教育」のご案内
各支部にて開催

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます［令和6年2月1日施行］

●荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象となります。【学科4時間・実技2時間】

●貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。

●テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャスターストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。

●荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいです。

陸災防の各支部にて、特別教育を開催します。開催状況は支部へお問合せください。

●支部開催の特別教育は、「**学科のみ実施**」と「**学科＋実技の実施**」がありますので、申込前に必ずご確認ください。

「テールゲートリフター特別教育のインストラクター養成講座」のご案内
本部及び各支部にて開催

社内で特別教育を行う講師となる方を対象とした講座です。

特別教育における教え方のポイントなどを教授します。本講座の修了者には、修了証を交付します。

【カリキュラム　※休憩時間を含め、５時間半です。（昼休みを除く。）**】**

・オリエンテーション
・インストラクターの心構え
・関係法令
・テールゲートリフターに関する知識
・テールゲートリフターによる作業に関する知識
・実技教育の実施方法（本講座では実機は用いません。実技教育で実施すべき事項について説明します。）
・質疑応答

●陸災防本部ホームページにおいて本部開催分の日程をご案内しております。
http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kyouiku

●支部においても同講座を開催します。開催状況は支部へお問合せください。

テールゲートリフター作業者必携
～テールゲートリフター特別教育用テキスト～

令和5年9月／A4判／96頁

定価：990円(税込)

会員価格：890円(税込)

※送料は別途ご負担いただきます。

（陸災防会員は、支部へのお申込みの場合のみ会員価格でご購入いただけます。支部のご案内）

安全衛生特別教育規程に示されたカリキュラムに沿って、テールゲートリフターの操作の業務について、イラストや写真を多く用い、テールゲートリフターの構造、点検・設備、取扱い方法、災害事例を踏まえた安全な作業方法などを分かりやすく解説しています。

テールゲートリフターの安全作業ハンドブック

A6判／8頁

定価：165円(税込)

※送料は別途ご負担いただきます。

特別教育の受講記録が記載・携帯できるポケットサイズの小冊子です。
作業における注意事項、チェックリスト、日常点検項目を掲載しております。

テールゲートリフターによる安全な荷役作業（DVD）

令和5年8月／DVD／46分

定価：22,000円(税込)

※送料は別途ご負担いただきます。

テールゲートリフター特別教育の教材として活用いただける「学科教育用映像補助教材(DVD)」を製作しました。特別教育で示された学科教育（4時間）の一部として使用できるものです。
テールゲートリフター作業に関する社内教育の場においてもご活用いただけます。

上記図書・DVDのご注文は、次のURLの購入申込書に必要事項をご記入の上、最寄りの支部へFAXにてお申込みください。
http://rikusai.or.jp/public/product/tailgatelifter/tgl_moushikomisyo_202308.docx

申込先一覧
http://rikusai.or.jp/guide_of_association/shibu/

令和５年度安全衛生表彰等の受賞者の方々

（敬称略）

1　安全衛生表彰

優良賞（10事業場）

安全成績及び労働衛生管理が著しく良好であって、他の模範と認められる事業場を表彰するものです。

青 森 県　平和運送株式会社
福 島 県　会津本郷貨物運送株式会社
茨 城 県　株式会社藤井運送
群 馬 県　三橋運輸株式会社群馬営業所
愛 知 県　東海工業株式会社
　　　　　安城倉庫運輸株式会社
奈 良 県　モミキ運送株式会社
徳 島 県　有限会社半田運送
熊 本 県　津埜運送株式会社
大 分 県　有限会社麻生自動車整備工場
奈 良 県　乾重量株式会社
鳥 取 県　有限会社佐々木運送
　　　　　有限会社浅津運送
島 根 県　日ノ丸西濃運輸株式会社松江支店
　　　　　有限会社矢上運送
山 口 県　帝人物流株式会社徳山支店
香 川 県　ふじかわ陸運株式会社
　　　　　有限会社豊浜興業
愛 媛 県　株式会社丹下興産
高 知 県　株式会社丸福運輸
熊 本 県　有限会社田島運送
宮 崎 県　株式会社高鍋運送
沖 縄 県　株式会社沖食商事

進歩賞（27事業場）

安全活動を熱心に実施し、又は労働衛生管理の改善向上に努力し、その効果が著しい事業場を表彰するものです。

北 海 道　北海道フーズ輸送株式会社旭川第二物流センター
　　　　　稚内通運株式会社名寄営業所
青 森 県　八戸通運株式会社
福 島 県　あだち運送株式会社
群 馬 県　有限会社阿部商事
埼 玉 県　丸正運輸有限会社本社営業所
神奈川県　有限会社橋本運送
岐 阜 県　株式会社原セントラルエクスプレス
　　　　　株式会社松久総合
静 岡 県　三笠運輸株式会社
　　　　　天竜自動車運送株式会社浜松営業所
愛 知 県　株式会社名菱運輸
　　　　　山三石油運輸株式会社
滋 賀 県　奥儀運送株式会社本社営業所

功労賞（3名）

永年にわたり、陸上貨物運送事業の労働災害防止活動に尽くし、安全衛生水準の向上に著しく功労のあった個人を表彰するものです。

秋 田 県　赤上　信弥　（陸災防秋田県支部長）
埼 玉 県　加藤　正道　（株式会社拓洋）
大 分 県　三好　健仁　（公益社団法人大分県トラック協会）

功績賞（22名）

労働災害防止活動を活発に実践し、地区又は事業場の安全衛生水準の向上に功績があった個人を表彰するものです。

青 森 県　志村　俊也　（八戸運輸倉庫株式会社）
岩 手 県　大川　孝夫　（大亀運輸株式会社）
秋 田 県　寺田　幸作　（秋田中央コンサルタント）
　　　　　斉藤　元一　（斉藤産業衛生事務所）
　　　　　大場欽次郎　（陸災防秋田県支部）
茨 城 県　来栖　　孝　（来栖運送株式会社）

安全衛生表彰各賞の楯

栃木県　飯塚由起夫　（フリーゲート株式会社）
埼玉県　板橋　正久　（株式会社ファーストロジテム）
千葉県　小松崎英男　（陸災防千葉県支部）
神奈川県　岡田　純子　（株式会社神港商会）
　不動田昌弘　（株式会社不動田運輸）
　秋元　伸介　（秋元運輸倉庫株式会社）
　五味　聡　（松本運輸機工株式会社）
山梨県　大沢　正聖　（株式会社東和）
静岡県　柳原　孝進　（東海乳菓運輸株式会社）
　杉本　貴彦　（有限会社するが通商）
　鈴木　利幸　（鈴建輸送株式会社）
広島県　沖藤　克治　（沖藤運送株式会社）
　徳澤　秀隆　（徳沢運輸株式会社）
　宮中　隆　（有限会社八千代運輸倉庫）
福岡県　百田　雄一　（有限会社アトラン）
宮崎県　新盛　宏樹　（ＧＴエナジー有限会社）

団体賞（3団体）

労働災害防止活動を活発に推進し、地域の関係事業場の安全衛生水準の向上に顕著な功績のあった団体を表彰するものです。

福島県　陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部県北分会
埼玉県　陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部朝霞分会
千葉県　陸上貨物運送事業労働災害防止協会千葉県支部長夷分会

2　永年勤続表彰

陸上貨物運送事業労働災害防止協会に勤務した期間が、満10年、満20年及び満30年に達する勤務成績良好な職員を表彰するものです。

20年勤続（1名）

高知県　高島　朝見　（陸災防高知県支部）

10年勤続（10名）

青森県　續　夕子　（陸災防青森県支部）
福島県　坂井　香織　（陸災防福島県支部）
茨城県　山田　恵美　（陸災防茨城県支部）
千葉県　桂　洋二　（陸災防千葉県支部君津分会）
　髙橋　清介　（陸災防千葉県支部習志野分会）
東京都　伊原　好美　（陸災防東京都支部）
三重県　岩本侑香里　（陸災防三重県支部）
　紀藤　智憲　（陸災防三重県支部）
徳島県　住友　和子　（陸災防徳島県支部）
高知県　小笠原伸一　（陸災防高知県支部）

3　優良フォークリフト等運転者表彰（120名）（支部別）

当協会の会員事業場に勤務するフォークリフト等の運転者であって、長年にわたり安全運転及び安全作業に努め、他の運転者の模範となる方を表彰するものです。

青森県
山田　武仁
柏崎　幸次
佐藤　秀衛
西山　光広
西塚　清司
宗前　一寿
永田　洋一
前田　政幸
櫻庭　知巳
岩手県
佐藤　純
佐藤　盛
及川喜久夫
笹巻　和義
鈴木　達也
髙橋　広
松本　勝弥
宮城県
千田　悠貴
庄司　誠幸
秋田県
佐藤　正春
山形県
天野　文俊
佐藤　孝幸
渡部　貴幸
福島県
茂木　久則
阿部　修
松井　勝之
芳賀　浩
黒田　光晴
茨城県
米川　真穂
栃木県
石森　潤一
群馬県
飯島　悠人
田村　政利
千葉県
染谷　真市
林　智次
渡邊　正樹
齊藤　欣成
東京都
山田　収二
富山県
吉田　健二
森田　佳伸
別所　広基
竹内　章博
石川県
小塚健次郎
西出英太郎
平江　裕司
岐阜県
吉田　好浩
宇野　忠弘
三輪　光春
海部　裕樹
川原　達也
三品　裕史
池田　俊
政井　伸司
静岡県
松本　充晃
木野　将明
渡辺比十美
愛知県
猪俣　洋幸
高橋　義信

愛知県
加藤　　茂
國松　憲治
三重県
高木　智史
田中　雅之
恩田　高志
京都府
河村　光男
小谷　浩志
羽賀　裕二
大阪府
角田　政吉
日浦　央章
山中　敏正
福井　雅彦
浦嶋　友樹
永田　昭裕
河内　　弘
永井　孝美
河合　清隆
坂本　広司
安田　智博
小谷松秀年
川崎　一彦
橘　　淳夫
三町　文孝
奈良県
石田　竜大
鳥取県
吉澤　秀治
安達　真生
島根県
仙田　　秀
小村　　章
岡山県
道平　一樹
眞名子　優
広島県
青山　智昭
竹元　　謙
後藤　良太
山口県
田中　利行
斉藤　節也
徳島県
加藤　清次
森脇　一弘
香川県
西岡　浩一
愛媛県
吉田　　実
羽田　和豊
窪田　慎吾
山内　義輝
大丸　　勉
三瀬　道春
岡部　竜大
高知県
小野　高史
島村　功一
福岡県
矢羽田洋介
郡谷　篤史
出口　貴広
矢田　雄也
栗屋　圭太
佐賀県
宮﨑　康徳
熊本県
藤元　慶一
上川　真世
大分県
亀井　　奨
柳瀬　佑也
宮崎県
曲渕　英雄
染山　宜啓
玉井　佐典
鹿児島県
今吉　　恵
寺園祐太郎
櫻井　隆弘
沖縄県
翁長　清秀

小企業無災害記録表彰〔令和5年9月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第1種	日本陸送株式会社浜松事業所	17名	令和2年7月4日～令和5年7月3日	静岡県
第1種	株式会社和泉商事	9名	令和2年7月1日～令和5年6月30日	岐阜県
第1種	不破貨物運輸株式会社	47名	令和2年4月1日～令和5年3月31日	岐阜県
第2種	サンセン運輸有限会社	31名	平成30年4月1日～令和5年3月31日	岐阜県
第3種	北関物流株式会社本社営業所	5名	平成28年7月10日～令和5年7月9日	群馬県
第5種	有限会社県南運輸	5名	平成16年6月1日～令和元年5月31日	栃木県
第5種	有限会社さくら運輸郡山営業所	7名	平成19年1月1日～令和3年12月31日	福島県
第5種	株式会社日昇運輸	39名	平成20年6月30日～令和5年6月29日	静岡県

陸災防では、常時50人未満の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。
この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

●申請方法
本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。
事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

第59回全国陸災防大会を青森県にて開催します
大会プログラム、青森県観光のご案内

【陸災防全国大会in青森 開催のご案内】

会員事業場が一堂に会し、労働災害防止の意識の高揚を図り、その決意を新たにするとともに、労働災害防止の取組について学ぶために、毎年、全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会を開催しています。

第59回大会は、青森県青森市の「リンクステーションホール青森（青森市文化会館）」にて開催いたします。

大会への参加お申込みは、各都道府県支部へお願い申し上げます。

第59回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in青森

開催日時　令和5年11月9日(木)　13:00～17:00（開場12:00）

会場　リンクステーションホール青森（青森市文化会館）
（青森市堤町1丁目4番1号）

プログラム

第Ⅰ部　大会式典（13:00～14:20）

第Ⅱ部　講　　演（14:50～15:10）　厚生労働省労働基準局
安全衛生部長　様

第Ⅲ部　事例発表（15:20～15:45）
「人の和・日本一事故のない会社を作ろう」
三八五流通株式会社
取締役 管理副本部長兼人事部長 松山 博明 様
執行役員 安全品質部長 野辺地 等 様

第Ⅳ部　特別講演（15:50～16:50）
「青森ねぶた ５０年の変遷」
青森ねぶた制作者 第五代名人 千葉 作龍 様

青森県でお待ちしております！！

陸災防 青森県支部

【開催地　青森県のご紹介】

令和5年11月9日(木)開催の「第59回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in青森」は、北海道・東北ブロックの青森県（青森市）で初めての開催となります。

青森県は本州最北端の地にあり、八甲田連峰を背に正面には津軽海峡に面した陸奥湾、東には太平洋、西には日本海と三方が海に囲まれた、自然豊かな場所です。

是非、全国の皆様方に「青森県」へお越しいただきたく、陸災防青森県支部から青森県の魅力を紹介します。

＜ＪＲ青森駅周辺＞

大会会場の最寄り駅となるＪＲ青森駅周辺には、観光名所が多くあります。

青函連絡船 メモリアルシップ八甲田丸（**写真１**）では、青函トンネルが開通するまでの23年7か月の間、青森と函館を結ぶ連絡船として多くの乗客と貨物を運んだ八甲田丸を、ほぼ就航当時の状態で係留・保存しています。

写真１　青函連絡船 メモリアルシップ八甲田丸（外観）

ねぶたの家ワ・ラッセ（**写真２**）では、青森最大の夏祭りである「ねぶた祭り」の魅力を味わえます。ねぶたの起源、歴史や製造工程を写真や映像を交え紹介しており、施設のメインであるねぶたホールでは、実際にお祭りに出陣した大型ねぶたが常設展示されているなど本物の迫力を体験できます。

本大会において特別講演をいただく青森ねぶた制作者 第五代名人 千葉作龍様のねぶた面の展示、映像紹介も行われています。

写真２　ねぶたの家ワ・ラッセ

また、A - FACTORY、青森県観光物産館アスパム及びアウガ新鮮市場では、青森県ならではのご当地グルメが豊富に揃っています。お食事やお買い物をお楽しみいただけます（**写真３、４**）。青森魚菜センターでは、古川市場内の店舗から地元の新鮮な海の幸などの食材を買い、自分好みの丼「のっけ丼」が作れます。是非ご堪能ください(**写真５**)。

写真３　ホタテ網焼き

写真４　りんご

写真５　のっけ丼

続いて、青森県の観光名所をいくつかご紹介します。

＜弘前城・弘前公園＞

弘前公園の中にある弘前城は、400年の歴史があり、現存する12天守としては最北のお城です。

弘前公園は、日本三大桜の名所であり、日本一と謳われる約2,600本の桜が咲き誇る「弘前さくらまつり」には、毎年、国内外から約200万人が訪れます（**写真６**）。一方、秋は、秀峰岩木山を背景に天守を見ることができ、鮮やかに染め上げる紅葉を楽しみながら、深まる秋をご満悦いただけます(**写真７**)。

写真６　弘前公園

写真７　弘前城

＜特別史跡 三内丸山遺跡＞

三内丸山遺跡（**写真８**）は、ユネスコの世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の中核であり、東京ドーム約9個分の広さの日本最大級の縄文集落跡です。

定住発展期後半を中心とした大規模な拠点集落と祭祀・儀礼の多様性を示しており、考古学上非常に価値があるといわれています。日本の縄文文化を代表する遺跡で、縄文人の文化や生活に触れてみてはいかがでしょうか。

写真８　特別史跡 三内丸山遺跡

＜白神山地＞

白神山地は、世界最大級の原生的なブナ自然林が自生しており、世界自然遺産に登録されています（**写真９**）。深い森や巨木が存在する幻想的な場所は、ジブリ映画「もののけ姫」の舞台のモデルになったことでも知られています。

写真９　ブナ林散策

また、白神山地の西側には、ブナ林に囲まれた33の湖沼群「十二湖」があります。特に、青池（**写真１０**）は、湖面に太陽の光が照らされるとコバルトブルーに輝き神秘的なことで有名です。森林浴をしながら、ゆっくり散策してみてはいかがでしょうか。

写真１０　十二湖 青池

＜酸ヶ湯温泉＞

酸ヶ湯温泉（**写真１１**）は、八甲田連峰の西麓 標高約900mの高地に位置する一軒宿であり、160畳もの広さを誇る混浴の大浴場「ヒバ千人風呂」が有名です。

江戸時代からの湯治客が多く、元の温泉名は、怪我をした鹿が湯に浸かり傷を癒していたことから「鹿湯」と呼ばれ、その後、強酸性の硫黄泉であったことから「酸ヶ湯」という呼び方になったといわれています。

写真１１　酸ヶ湯温泉（内観）

紙面の関係上すべてをご紹介することはできないこと、お許し願います。青森県には、他にも素晴らしい観光名所がたくさんあります。この機会に青森にお越しくださり、一人でも多くの方に青森の魅力を体感いただければ幸いです。

皆様のご来県を心よりお待ちしております。

［写真提供］
旅東北－東北の観光・旅行情報サイト
（写真５～７、１０）
Amazing AOMORI 青森県観光情報サイト
（写真１～４、８、９、１１）

【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ博士の

メンタルヘルス 2023（第10回）

テーマ「キレやすい人が増加…！ セロトニンが不足！？」

精神科医　夏目 誠

コロナ渦から、キレやすい人が増えています。そのためちょっとしたことで口論などのトラブルが発生。**なぜでしょうか？　どうすれば良いのか？？**
「コマ漫画」で、分かりやすく解説します。

身近な事例から

残業続きで多忙な営業部、やり手社員の滝田太郎さん(仮称･以下同じ)は、経理の岡田さんからの問合せにキレてしまった。「どうして、領収書ばかりを言うんだよ。多忙で配慮が要る、お得意様では、それが取れない場合があるよ」、「頑張って俺は目標以上の売上げを計上してるんだ」と大声で怒鳴っている。**彼は、このようにキレる人ではなかった。疲れがたまって？？**

漫画の様にキレやすい人が増加しています、大人も子どもともにね。事例の滝田さんは疲れがたまっていました。慢性疲労状態になれば、キレやすくなります。

セロトニン研究の第一人者、有田秀穂東邦大学名誉教授は「過労になれば脳内に分布しているセロトニン神経の力が弱まり、分泌が不足するからだ」と説明しています。

分泌を増やすのにはどうすれば良いのでしょうか？セロトニン神経の活性化です。朝が大事です。定時に起床し、**太陽を浴びる**ことです。そうすればスッキリと目覚め、**セロトニンが分泌**されます。3食をしっかり**噛んで食べる、散歩**などでも神経が**活性化**されますよ。

仕事帰りに気の置けない仲間とチョイと一杯も効果があるのです。癒しのホルモンである**オキシトシンが増え、ホッとし癒されていきます。またオキシトシンはセロトニンも活性化しますから、**一挙両得ですよ！！

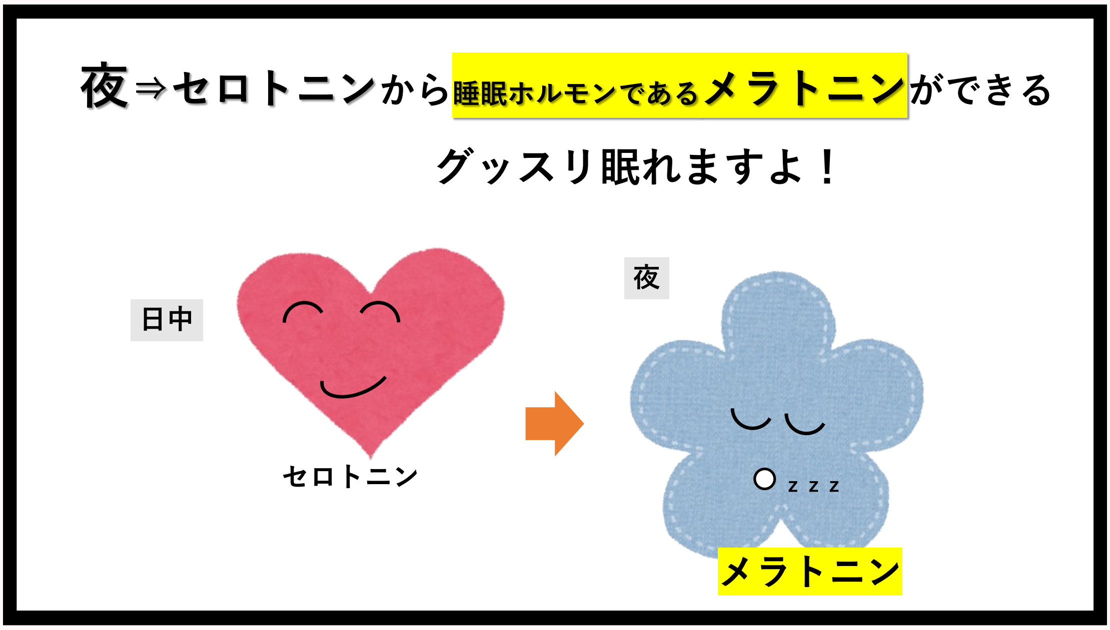

セロトニンから睡眠ホルモンであるメラトニンが作られるのですよ。その効果で夜、グッスリ眠れます！さあ、セロトニン神経を活性化しましょう。

最後に「マコトの一言」で締めさせてもらいます。

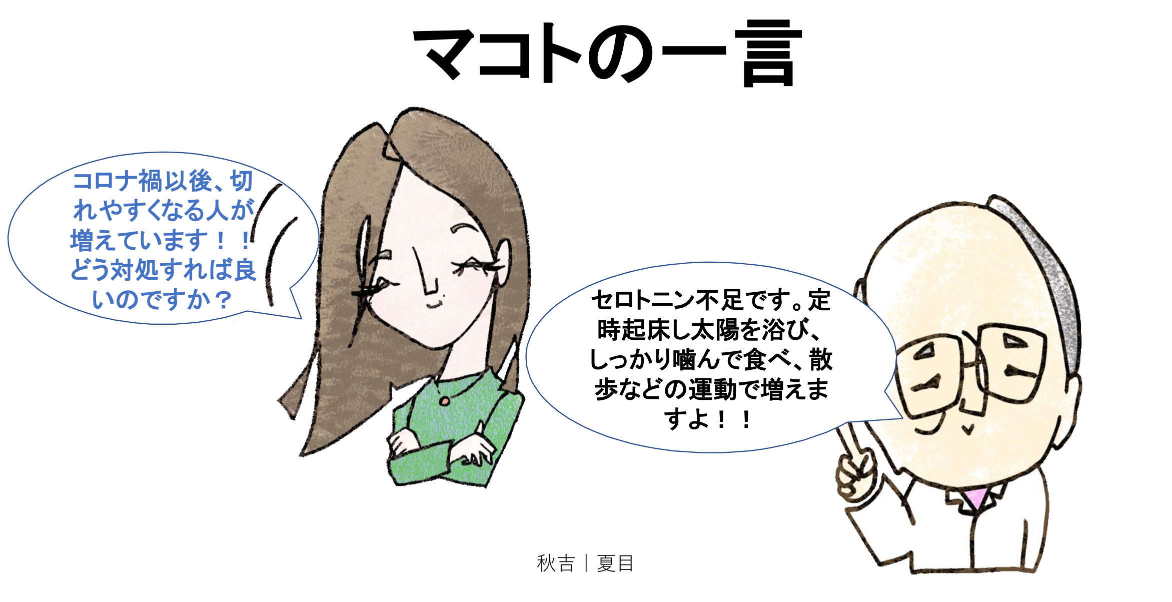

モータージャーナリスト 森山みずほの

ポイントオブビュー

第７回「未来のクルマ社会を感じてみませんか？」

10月26日～11月5日まで（一般公開は10月28日～）、東京ビッグサイトを中心とした会場でジャパンモビリティーショーが開催されます。多くの方は「東京モーターショー」といったほうがピンとくる方も多いかと思いますが、コロナ禍で開催されなかった4年ぶりの開催とあり、内容も大きく一新！　そんな変化に伴いネーミングも変わったわけです。

4年前のショーの内容を思い起すと、来場者のインタビューでは「安全や環境を中心とした内容が多すぎて少し面白みが足りない・・」といった声もありました。試乗機会を増やすなど、参加型に移行はしていたのですが、それでも一般の方には安全や環境というのは目に見えないだけに伝わりにくいのだなと実感した覚えがあります。

少し話がそれますが、大型車両を運転する方に安全の話をしても、やはり興味がなさそうにする方が多いです。興味がないという言葉は語弊があるかもしれませんが「すぐに買い替えできるわけではないからなぁ」と他人事になってしまうのです。それもそのはずで、トラックの平均寿命は10年ほどといわれていますが、平均使用年数で見ると15年前後と言われています。

今、聞いたところで自分には関係ないし・・という思いが先にくるのは当然のことでしょう。

10年経てば安全技術も進歩し、例えば今や当たり前になった被害軽減ブレーキも2006年に日野自動車が世界で初めて商用車として大型トラックに採用したのち、2010年に大型トラックと大型観光バスに全車標準装備に、さらに停車車両や歩行者を検知できるなど性能を向上させた被害軽減ブレーキが2016年に小型トラックに、2017年には中型トラック／大型トラックにも搭載されることになりました。こう考えるとまだ採用されるようになってから日が浅いんですよね。

また、安全技術の中でも個人的に職業ドライバーにお勧めしているのがACC（追従型クルーズコントロール）です。これは長距離を走れば走るほど快適性を実感し、200～300kmも走ると身体の疲労度の違いがとてもよく分かります。最新機能では停止から発進まで含め全車速間クルーズが可能なものも多く、燃費もよくなり距離を走る職業ドライバーには是非とも装着してほしいアイテムです。が、残念ながらACCは安全性の観点からも、なかなか後付けが難しいアイテムの一つでもあります。

ここが本当にジレンマを感じる部分で、乗用車と違い、数年で乗り変えるようなものではないだけに、効果的な機能はメーカーが後からでも取り付けられるようになってほしいと願ってしかたがないです。

さてさてかなり寄り道をしてしまいましたが、新たに生まれ変わったモビリティーショーは、自動車業界の枠を超えて、他産業やスタートアップなど異業種を交えた、新たなモビリティ社会を作ることを理想としています。

そのため出展、参加企業は過去最高の475社を超え、今も未発表の企画がいくつもあるほど。そしてアーティストライブ、お笑いライブ、キッチンカーなど、フェスさながらの内容となっているのも新たな試みです。もちろん未来を見据えたコンセプトカーや最新安全技術の発表も見逃がせません。

クルマ単体だけではなく、今後クルマ社会がどう変わっていくのか、未来のクルマ社会に自分はどのように関わるのか？　そんな視点で楽しめるショーになっています。そういう意味ではクルマが中心にはあるものの、今までのものとはまったく違った形のショーだと言えそうです。

少し宣伝にはなりますが、10月30日　13:30～　西展示場1階で自動車安全シンポジウムのトークセッションに私も参加します。会場にお越しの際は、お時間ございましたら是非お立ち寄りいただき、トラック業界のお話やこのコラムの感想などもお聞かせいただけたらと思います。

JAPAN MOBILITY SHOW 2023
会期　2023年10月26日(木)～11月5日(日)
会場　東京ビックサイト
https://www.japan-mobility-show.com/

【新商品のご案内】

3か月先の暦が分かる卓上カレンダーを販売中です！

陸災防卓上カレンダー
（定価550円（税込））

陸災防では、新商品「陸災防卓上カレンダー2024年版」を販売中です（定価550円(税込)）。

この卓上カレンダーは、3か月先までのカレンダーを掲載し、表面には当協会の主要行事とともに、安全衛生行事、陸災防安全衛生標語を記載しております。裏面は日ごとにメモすることができるカレンダーとなっております。是非ご活用ください！

ご購入方法は、次のURLからご覧ください。

http://rikusai.or.jp/health_and_safety/how_to_buy/

陸災防主要行事・安全衛生行事を掲載

陸災防安全衛生標語を毎月掲載

表面・裏面ともに3か月先までのカレンダーを掲載

卓上カレンダー　表面

裏面は日ごとにメモをすることができます

卓上カレンダー　裏面

【連載】陸上貨物運送事業における労働災害を少しでも減らすために！

「建設現場の安全管理に学ぶ」 第3回

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

◆建設現場における「安全施工サイクル」◆

前回、「建設現場における安全管理の様々、順次ご紹介して参ります」として、いきなり「安全施工サイクルの一番目」と話に入りましたが、この「安全施工サイクル」という表現は国の「元方事業者による建設現場安全管理指針」で示され、各々の建設現場で広く定着したものとなってきています。

この管理指針では、「元方事業者は、施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動を展開すること」とし、安全朝礼（全員）→安全ミーティング（KYK）→作業開始前点検→作業巡視（安全パトロール）→安全工程打合せ→持場後片付け→終業時の確認、と一連のサイクルが示されています。

朝一番の朝礼、ツールボックスミーティング（TBM）、危険予知活動（KYK）から始まって、昼一の安全工程連絡調整打合せ、午前午後の安全巡回、片付け終了報告、での一日となります。これに週一回の一斉清掃や月ごとの職長会、下請け業者との現場安全衛生協議会や安全大会、このような安全活動が現場個々に行われています。

◆安全指示の場であるＴＢＭ◆

工事現場では鉄筋（配筋）、型枠、土工、とび、など多岐の専門工事業者が、同じエリアで作業を行いますし、これら職方相互の工事進捗や相互連携も必要になってきます。それを踏まえた作業指示は不可欠ですし、一方、工事現場特有の災害リスクの高い場所での作業はちょっとした油断、省略行動や不安全行為等が大けがに結び付きます。過去（昨日）の同種作業でヒヤリハット等があった場合に、それを全員に知らせておかなければまた同じ不具合やミスを生じさせる可能性がありますから、これを知らしめて、徹底を図っておかなければなりません。このようにTBMはその日の作業を円滑、安全に行うために不可欠のミーティングとなっています。

◆陸運業における「点呼」◆

この、朝の作業開始前に5分から10分程度職長さんなどが中心となって短時間に行われるTBM、職長からの指示伝達の場ということからして、わが陸運業における「始業前点呼」と置き換えてみたとき、陸上貨物運送業における「点呼」を一日の安全作業にどう生かしていくのか、少し考察の価値はありそうです。

もちろん、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条でいう本来的な「点呼」とは、運転者から本人の健康状態や酒気帯びの有無、日常点検等の報告を求めて、これを確認し、それに対して安全を確保するために必要な指示をする、ことです。運転者の健康状態、疲労の度合い、酒気帯びの有無、睡眠不足等についての確認、日常点検の実施結果の確認、運転免許証や非常信号用具等々の携行品の確認、とともに、休憩時間・場所、積載物、気象、道路状況等運行の安全を確保するための注意事項等の指示が含まれることとされています。まさに「点呼」は、運転者や自動車が安全に運行できる状態かを確認するとともに、安全運行に必要な指示を与え、報告を徴するためのものです。

とりわけ走行前の点呼は、その日の乗務に当たっての安全運転の可否の確認等に併せ、一日の仕事の始まりの場として「連絡・指示・指導」といった重要な役割があり、日常の安全管理の要といえます。

皆様方のところでも、この乗務前の点呼で、走行計画書に従って走行経路、走行上注意すべき事項や作業内容まで指示しておられることと思いますが、加えて具体的な指示として、例えば、

- **運転席からは三点支持による昇降を怠らないこと**
- **過長な連続運転とならないよう計画に従った休憩を取ること**
- **長時間の運行後は、運転席から降りてすぐに荷台作業をすることなく、いったん立位の姿勢を数分間なり保持するなどし、荷役に必要な筋肉を回復させるとと**

もに腰痛予防も図る手立てを取ること

といったことも、適切な走行管理という意味で都度、注意喚起や指示など、しておくことも必要かもしれません。

◆「荷役作業を行わせる場合」の点呼の活用◆

陸運業における休業災害1万数千件のうち、その70％約1万件の労働災害が荷役作業に関わってのものということからすれば、荷受け・荷卸しを通しての指示伝達において、荷役安全にも留意したものとなるよう「点呼」を如何に活用するのか、ぜひ考えていただきたいところです。

当日の走行前、荷役作業がある場合に、改めて確認的に、その従事者に、

- **荷台への昇降に当たっての安全な昇降設備の使用**
- **三点支持による安全な昇降方法の確実な履行**
- **荷役開始前のストレッチの励行**
- **保護帽の着用（あご紐は確実に締める）**
- **テールゲートリフター使用時の基本ルール**
- **ロールボックスパレット使用時の注意点**
- **荷の取扱時の腰痛予防に係る注意**
- **必要な安全装具の使用（安全靴、手袋等)**
- **荷台からの墜落転落危険の回避注意点**
- **発荷主・着荷主との連絡確認**

などを指示伝達しておくことで、当日の作業を行う上で必要なこれらの安全行動等が運転者（荷役作業者）の頭に刻まれ、不安全行動等の防止に大きな効果が期待できるのではないでしょうか。

◆荷役作業を行わせる場合の「安全作業連絡書」◆

荷の積卸し作業の安全確保を図る観点から、荷主や配送先の作業に関する情報をあらかじめドライバーに提供するものとして「安全作業連絡書」（**下図**）を活用するよう提唱しています（陸運業における荷役作業の安全対策ガイドライン）。

荷役関連災害は、荷の積卸し先等での荷役作業の有無やその分担などが不明確なままで作業をしたことが要因となっているものが多くあります。運転者が荷主や配送先の事業場で荷役作業を行うのか、あらかじめ事前に確認し、確認の結果、荷役作業がある場合には、「安全作業連絡書」等を使用して把握し、これを出発前、点呼時などを利用して、運転者に知らせておくことが肝要です。

発地・着地での積込・荷卸し作業の有無やその場所、積荷はどのようなもので、数量・重量・積付態様、積込み作業の荷主側との分担や使用荷役機械の種類（これがフォークリフトならリーチ式かカウンターバランス式か）など、が必要不可欠な情報です。

荷主からオーダーを受ける際にしっかりと確認し、運転者に事前に伝えておくことが大切です。

次回は、建設現場で行われる「ツールボックスミーティング」とほぼ同義のように、広く一般どこの現場でも一緒に行われている「危険予知訓練」についてを。

安　全　作　業　連　絡　書　（例）

発地		着地	
積込作業月日	月　日（　）	取卸作業月日	月　日（　）
積込開始時刻	時　分	取卸開始時刻	時　分
積込終了時刻	時　分	取卸終了時刻	時　分
積込場所	1. 屋内　2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場　2. ﾄﾗｯｸﾀｰﾐﾅﾙ 3. その他（　）	取卸場所	1. 屋内　2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場　2. ﾄﾗｯｸﾀｰﾐﾅﾙ 3. その他（　）
積荷　品名（危険・有害性）	有・無（		
積荷　数量			
積荷　総重量	kg（　kg/個）		
積荷　積付	1. バラ　2. ﾊﾟﾚﾀｲｽﾞ　3. その他（　）		
積込作業　作業の分担	1. 荷主側　2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取卸作業　作業の分担	1. 荷主側　2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
積込作業　作業者数	名	取卸作業　作業者数	名
積込作業　使用荷役機械	有・無　1. ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ 2. その他（　）	取卸作業　使用荷役機械	有・無　1. ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ 2. その他（　）
免許資格等	1. ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ　2. 玉掛け　3. はい作業 4. その他（　）	免許資格等	1. ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ　2. 玉掛け　3. はい作業 4. その他（　）
その他特記事項	※ 作業時には安全靴、保護帽を着用のこと		

陸運事業者がドライバーに情報を提供するもの

陸災防
Land Transportation Safety & Health Association

84

陸上貨物運送事業の送検事例

逸 走 防 止 措 置 を 怠 る

ごみ収集車の逸走防止措置を怠り、作業者が轢かれて死亡するという災害が発生

1 事件の概要

- 塵芥車（いわゆる「ごみ収集車」）を用いて一人で一般廃棄物収集運搬作業を行っていた労働者が、傾斜のある市道上で塵芥車を停止させて降車したところ、無人のまま塵埃車が逸走（傾斜を後退）し労働者が轢かれて死亡した。
- 労働基準監督署が捜査を行ったところ、災害発生当時、塵埃車の運転者が運転位置から離れていたにもかかわらず、車両の逸走による危険を防止するために、塵芥車の原動機（エンジン）を停止させていなかったことが判明した。

2 被 疑 者：事業場（法人）及び事業主

3 被疑事実：車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講じなかったこと。

4 違反条文

労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の11（運転位置から離れる場合の措置）

5 罰　　則

労働安全衛生法第119条（6月以下の懲役または50万円以下の罰金）

6 同種災害の防止対策

運転者が運転位置から離れる場合には、貨物自動車の逸走を防ぐため、

- **荷役装置を最低降下位置に置くこと**
- **原動機（エンジン）を止めること**
- **ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置を講ずること（車輪止めをすること）**

令和5年10月1日施行の新たな規制では、走行のための運転位置と作業装置の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、作業装置を操作する場合は、エンジンを停止しなくてもよいこととなりました。ただし、ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置は引き続き必要です。

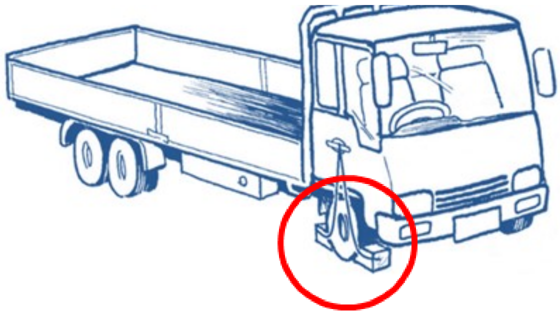

参加費
無料

この研修会は、安全性優良事業所の対象研修となります。

令和５年度厚生労働省補助事業

陸運事業者のための安全マネジメント研修

～ 運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメント
システムガイドラインの一体化による効果的な運用 ～

運輸安全マネジメント（運輸安全M）は輸送の安全の確保を、一方、陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（RIKMS：リクムス）は労働者の安全衛生の確保をそれぞれ主眼にしています。運輸安全Mは法律で義務化されているのに対し、RIKMSは努力義務にとどまっていますが、いずれも、事業者として取り組んでいかなければならない内容のものです。

この２つのマネジメントは安全水準向上のため、一連の過程として、共にＰＤＣＡサイクルを定めています。このため、各々別のレールを敷くのではなく、同じレールの上でサイクルを回していくことが効率的です。

この研修では、両マネジメントの一体的な取組方法について説明するとともに、マネジメントの肝となるリスクアセスメントの手法について解説します。

陸運事業者のための安全マネジメント研修

内　容： (1) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の概要説明（30分）
(2) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の一体的運用方法について（60分）
(3) リスクアセスメントについて（90分）

受講証明： 本研修会を受講された方には、受講証明書を発行します。

問合せ先： 陸上貨物運送事業労働災害防止協会　各都道府県支部

「陸運事業者のための安全マネジメント研修」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
岩手	11月15日（水）	岩手県トラック協会 総合研修会館	京都	1月23日（火）	京都自動車会館
福島	12月1日（金）	福島県トラック協会 県中研修センター	大阪	3月1日（金）	大阪府トラック総合会館
茨城	2月21日（水）	茨城県トラック総合会館	岡山	2月5日（月）	岡山県トラック総合研修会館
群馬	11月2日（木）	群馬県トラック総合会館	鳥取	11月6日（月）	鳥取県トラック協会
東京	11月14日（火）	東京都トラック総合会館	徳島	12月12日（火）	徳島県トラック会館
新潟	10月30日（月）	新潟県トラック総合会館	香川	2月2日（金）	香川県トラック総合会館
福井	11月4日（土）	福井県トラック総合研修会館	愛媛	2月9日（金）	愛媛県トラック 総合サービスセンター内
山梨	11月2日（木）	山梨県自動車総合会館	福岡	1月17日（水）	福岡県トラック総合会館
長野	10月19日（木）	長野県トラック会館	佐賀	11月27日（月）	佐賀県トラック協会研修会館
岐阜	1月16日（火）	岐阜県トラック協会	長崎	11月17日（金）	長崎県トラック協会研修会館
静岡	10月25日（水）	静岡県トラック協会 研修センター	熊本	11月21日（火）	熊本県トラック協会 研修センター
愛知	11月1日（水）	中部トラック総合研修センター	大分	10月11日（水）	大分県トラック会館
三重	10月24日（火）	三重県トラック協会 北部輸送サービスセンター	宮崎	10月13日（金）	宮崎県トラック協会 総合研修会館
滋賀	11月16日（木）	滋賀県トラック総合会館	沖縄	10月20日（金）	九州沖縄トラック研修会館
右の県につきましては、開催日程が決定次第ご案内いたします。			青森、千葉、石川、奈良、和歌山、島根、高知		
右の道県につきましては、終了しております。			北海道、宮城、秋田、山形、栃木、埼玉、神奈川、新潟、富山、兵庫、広島、山口、鹿児島		

【支部の活動（フォークリフト運転競技大会）】

全国フォークリフト運転競技大会参加に向け、各都道府県で競技大会が開催されています（上位者の紹介）

陸災防が9月30日(土)、10月1日(日)中部トラック総合研修センター(愛知県みよし市)にて実施しました「第38回全国フォークリフト運転競技大会」への参加選手推薦のため、また、労働災害防止の推進のため、各都道府県支部で「フォークリフト運転競技大会」が開催されました。

各支部の大会開催日及び9月1日から9月3日までに開催された各都県大会の上位者をご紹介します。

（敬称略）

支部名	部門	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
東京	一般					
神奈川	一般	内海　甫				
長野	一般	岡本　翔	唐澤良平	牛越智和	太田淳子	太田和輝
	女性	小林杏奈				
高知	一般	矢部夏生				
福岡	一般	村瀬聡士	木下絢人	林田悠希	道上　翔	伊藤信之
宮崎	一般	湊征一郎	山口紀夫	中山有生		

東京都大会上位者の方々

神奈川県大会の優勝者

高知県大会の優勝者

長野県大会上位者の方々

宮崎県大会上位者の方々

福岡県大会出場選手の方々

第38回全国フォークリフト運転競技大会 開催特集号をお届けします

陸災防は、9月30日(土)・10月1日(日)、中部トラック総合研修センターにおいて第38回全国フォークリフト運転競技大会を開催しました。大会の内容、結果につきましては10月中旬頃お届けします「陸運と安全衛生 増刊号」にてご紹介します。

【厚生労働省からのお知らせ】

地域別最低賃金額の改定及び最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業について

令和5年度の地域別最低賃金額の改定については、全ての都道府県において、令和5年10月1日から順次発効されます（表）。

これに伴い、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業として、生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する「令和5年度業務改善助成金」の申請を受付中です。

●**業務改善助成金のご案内**

https://pc.saiteichingin.info/chusyo/

地域別最低賃金全国一覧

都道府県	最低賃金時間額	発効年月日	都道府県	最低賃金時間額	発効年月日
北海道	960円	令和5.10.01	滋賀県	967円	令和5.10.01
青森県	898円	令和5.10.07	京都府	1,008円	令和5.10.06
岩手県	893円	令和5.10.04	大阪府	1,064円	令和5.10.01
宮城県	923円	令和5.10.01	兵庫県	1,001円	令和5.10.01
秋田県	897円	令和5.10.01	奈良県	936円	令和5.10.01
山形県	900円	令和5.10.14	和歌山県	929円	令和5.10.01
福島県	900円	令和5.10.01	鳥取県	900円	令和5.10.05
茨城県	953円	令和5.10.01	島根県	904円	令和5.10.06
栃木県	954円	令和5.10.01	岡山県	932円	令和5.10.01
群馬県	935円	令和5.10.05	広島県	970円	令和5.10.01
埼玉県	1,028円	令和5.10.01	山口県	928円	令和5.10.01
千葉県	1,026円	令和5.10.01	徳島県	896円	令和5.10.01
東京都	1,113円	令和5.10.01	香川県	918円	令和5.10.01
神奈川県	1,112円	令和5.10.01	愛媛県	897円	令和5.10.06
富山県	948円	令和5.10.01	高知県	897円	令和5.10.08
石川県	933円	令和5.10.08	福岡県	941円	令和5.10.06
福井県	931円	令和5.10.01	佐賀県	900円	令和5.10.14
新潟県	931円	令和5.10.01	長崎県	898円	令和5.10.13
山梨県	938円	令和5.10.01	熊本県	898円	令和5.10.08
長野県	948円	令和5.10.01	大分県	899円	令和5.10.06
岐阜県	950円	令和5.10.01	宮崎県	897円	令和5.10.06
静岡県	984円	令和5.10.01	鹿児島県	897円	令和5.10.06
愛知県	1,027円	令和5.10.01	沖縄県	896円	令和5.10.08
三重県	973円	令和5.10.01			

災害事例
と
その対策

クレーンによる荷卸し作業は足場の確保が最優先!!

積載形トラッククレーン(通称ユニック車)を用いた荷役作業は、重量物の取扱いに限らず、作業の効率化や省力化のために多くの作業現場で行われています。これらの作業は、以前は複数名で行われていましたが、無線(ラジコン)による操作が普及し、現在ではドライバー等による単独作業が殆どです。しかし、運転操作の誤りなどで労働災害が発生した場合、周辺に人がいなかったため発見が遅れて、死亡などの重篤な労働災害に至ることがあります。

１　事業の種類：道路貨物運送事業業
（従業員数50人未満）

２　発生月時：7月　午前10時過ぎ

３　発生場所：荷主構内

４　被災者：貨物自動車運転者
55歳　男性
経験年数　4年

５　傷病の程度：3か月

６　災害発生状況

⑴　被災者は単独で、荷主先に到着後、H鋼材(長さ4m、重さ688kg)10本を運搬するため、工場内の所定場所にユニック車(吊上げ荷重2.9ｔ、最大積載量10.0ｔ)を駐車させて、荷台への積込み作業を開始した。

⑵　鋼材は、コンクリート床面と鋼材、鋼材と鋼材との間に台木が敷かれて三段に重ねた状態であった。

⑶　始めに、クレーンのブームを伸長し、積込む予定のH鋼材の上部まで旋回させて、巻上用ワイヤロープを下した(定格荷重約900kg)。次に、荷台に準備していた玉掛用ワイヤロープ(直径12㎜、長さ5.0m)を用い、最上段のH鋼材1本の二か所に当該ワイヤロープを巻き、クレーンのフックにワイヤロープの中央部を掛けて2点吊りの準備を終えた。

⑷　そして、右手に持ったラジコンスイッチを操作し、左手をH鋼材に添えながら、約10㎝まで吊り上げようとしたところ、一瞬、足元がふらつき、吊り上げたH鋼材と隣に置いてあった鋼材との間に左手を挟んで被災した。

７　推定される災害の原因と問題点

⑴　ユニック車への積込作業に際して、事前に鋼材等の置かれている状況等を把握していながら、積込み手順を十分に検討せず、足場の不安定な場所で、クレーン作業を開始したこと。

⑵　また、社内規定では複数名によるクレーン作業の標準的な手順書は示されていたが、ドライバーなどによる単独作業の作業手順は作成されておらず、作業者各自の判断に委ねられていたこと。

⑶　H鋼材を高さ約10㎝ぐらいの地切りの状態まで吊上げて、吊り荷、玉掛用ワイヤロープのバランス等を確認する際、吊り荷から一定の距離を確保することが出来ない近接した状況にあり、また、安全な足場を確保することが困難な場所であったこと。

８　再発防止対策

荷の積卸しで、移動式クレーン等を用いる場合は、作業の規模や作業時間の長短等に関わらず、日頃から、次に掲げる事項も含めた安全対策が確実に行われることが必要です。特に、単独作業に関しても、異常時への対応などについて、十分な検討を行うことが必要ではないでしょうか。

⑴　移動式クレーンなどを用いた荷の積卸し作業においては、事前に作業場所の状況等を的確に把握し、それぞれの作業に適した実効ある作業手順を検討する。

⑵　特に、単独作業に従事させる場合は、事前に社内規定で順守基準を明確に示し、労働者の判断に委ねることのない安全作業の励行に努める。

⑶　クレーンの作業に携わる全ての労働者に、クレーンの作動時に生じる作用、ワイヤロープの特性などの知識に関して実技も含めた再教育を実施する。さらに、一人KY活動の積極的な展開により、一動作ごとの確認行為(指差呼称など)の定着を図る。

業種別労働災害発生状況（令和5年速報）

令和5年9月7日現在

死亡災害

	令和5年1～8月［速報値］		令和4年1～8月［速報値］		対前年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全　産　業	428	100.0	457	100.0	-29	-6.3
製　造　業	83	19.4	94	20.6	-11	-11.7
建　設　業	128	29.9	168	36.8	-40	-23.8
交通運輸事業	7	1.6	3	0.7	4	133.3
陸上貨物運送事業	63	14.7	49	10.7	14	28.6

死傷災害

	令和5年1～8月［速報値］		令和4年1～8月［速報値］		対前年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全　産　業	76,131	100.0	74,376	100.0	1,755	2.4
製　造　業	15,598	20.5	15,308	20.6	290	1.9
建　設　業	8,219	10.8	8,308	11.2	-89	-1.1
交通運輸事業	1,811	2.4	1,731	2.3	80	4.6
陸上貨物運送事業	9,488	12.5	9,682	13.0	-194	-2.0

事故の型別 死亡災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和5年9月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
令和5年1～8月	63	17	2	2	1	3	7	29	0	2
令和4年1～8月	49	14	0	5	3	0	6	20	0	1
対前年増減	14	3	2	-3	-2	3	1	9	0	1

（注）この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの

事故の型別 死傷災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和5年9月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
令和5年1～8月	9,488	2,470	1,780	674	407	218	482	995	470	7	1,671	314
令和4年1～8月	9,682	2516	1,791	710	434	262	515	997	432	4	1690	331
対前年増減	-194	-46	-11	-36	-27	-44	-33	-2	38	3	-19	-17

（注）この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページhttp://www.rikusai.or.jp/に掲載
資料出所：厚生労働省

［死亡災害］

死亡災害は63人となり、前年同月と比べて14人の増加となった。事故の型別で見ると、「交通事故（道路）」が29人（前年比＋9人）と最も多く発生しており、死亡災害の46.0%（前年同月は40.8%）と半数近くを占めている。

［死傷災害］

死傷災害は9,488人となり、前年同月と比べて194人の減少となった。事故の型別の状況を前年同月の状況と比較すると、死亡災害と同様に「交通事故（道路）」（+38人）が増加している。一方で、「墜落・転落」（－46人）、「崩壊・倒壊」（－44人）、「激突」（－36人）、「激突され」（－33人）、は減少している。

陸運業 死亡災害の概要（令和５年）

令和5年9月7日現在
陸災防調べ

災害発生月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験期間	被災時の作業内容	災害の概要
5年 8月25日	墜落、転落	トラック	男性	71	貨物自動車運転者	15年	荷卸し作業	荷主事業場内駐車場にて、4tウイング車から紙管の入ったロールボックスパレット（以下、台車とする。）3台の荷卸し準備作業に従事していた被災者が、荷台後方（高さ約1m）から台車と共に転落し、台車の下敷きになった。 転落原因の詳細、紙管、台車の重量は調査中。被災者保護帽着用なし。
5年 8月24日	墜落、転落	トラック	男性	64	貨物自動車運転者	30年	荷締作業	取引先において、荷積み（建機部品）作業中、落下した荷の下敷きになった状態で発見された。何らかの原因により荷締作業中に荷台から転落し、落下してきた鋼材の下敷きになったものと推定される。
5年 8月21日	交通事故（道路）	トラック	女性	47	貨物自動車運転者	20年	トラック運転	高速道路をトラックで走行中、トンネル出口付近にて、工事により発生した渋滞に気付くのが遅れ、最後尾に停車していたトレーラーに追突したもの。追突されたトレーラーの乗車員に怪我はなかった。トンネルから出た直後で、前方のトレーラーに気付くのが遅れたためと推定する。
5年 8月21日	交通事故（道路）	トラック	男性	58	貨物自動車運転者	40年	車両（トラック）の運行	死亡した被災労働者のトラックがパーキングエリアに駐車中のトラックへ追突した。原因は被災労働者のトラックが路面の異物を踏んだことによると推定する。
5年 8月19日	はさまれ、巻き込まれ	その他の装置、設備	男性	34	積卸し作業者	10年	フォークリフトによる荷の取り出し作業	事業場の冷凍倉庫内（室温－23℃）において、被災者が電動棚の下端部に接触した状態のリーチ式フォークリフトと壁に挟まれているところを、同僚に発見されたもの。なお、被災した瞬間を目撃した者はいない。監視カメラの映像によれば、被災者は同僚に発見されるまでの約2時間、当該冷凍庫内にいたものとみられる。事業場で定められた作業手順を守らず省略行動をとって作業を行ったため、作業に使用していたフォークリフトと壁に挟まれ、被災したものと推定する。
5年 8月14日	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク	男性	64	貨物自動車運転者	32年	配達	被災者は配達のため、市道に車（箱型2t車）を駐車した後、横断歩道や信号のない道路（幅約8m）を渡り、店舗に配達を行った。被災者は車に戻ろうと道路を横断していたところ、運転席付近にて後方より来た軽自動車にはねられ、そのまま軽自動車の下部に巻き込まれて下敷きとなり死亡した。軽自動車の運転手の前方不注意と推定する。
5年 8月13日	墜落、転落	トラック	男性	72	貨物自動車運転者	17年	トラックへの荷積み作業	被災者が、4tトラック冷蔵車の後部から、フォークリフトで荷を積込み、フォークリフトのフォークを0.5m程度上げ踏み台にして、高さ1.03mのトラック後部からボックス内に入り、荷の整理を行っていた。その後何らかの原因で荷台の後部から足を踏み外して落下し、フォークリフトのフォークに腹部を強打した。落下後意識はあったが、救急搬送中に意識を失い、心肺停止となり、搬送先で死亡が確認された。フォークリフトのフォークを上げた状態で停止していたためと推定する。
5年 8月3日	交通事故（道路）	トラック	男性	43	貨物自動車運転者	3年	大型トラックの運転	荷卸し先に向かう途中であった大型トラックが、高速道路のサービスエリア付近の路肩に駐車中の大型トラックに追突し、追突したトラックの運転者が同日、死亡し、追突されたトラックの運転者が肋骨骨折等を負った。追突されたトラックの運転者が休憩のために路肩にトラックを駐車したこと及び追突したトラックの運転者の前方不注視等のためと推定する。
5年 7月27日	激突され	立木等	男性	77	林業	17年	伐木作業	チェーンソーで伐木作業中、立木の下敷きになり意識不明の状態で発見されたもの。災害発生時は一人作業で発生時間は不明。発見時、被災者はうつぶせの状態で背中に立木Aが倒れていた。立木Aは、太いつるが絡まっており、被災者が伐倒した立木Bにもこのつるが絡まっていた。立木Bを伐倒したことにより立木Aが根ごと掘り起こされ、被災者に倒れ掛かってきたものである。
5年 7月24日	交通事故（道路）	トラック	男性	57	運転者	11年	運転	客先を出発し、高速道路を運行。トンネル内において渋滞で減速中の大型トラックに追突し、車内にて挟まれ負傷。前方不注意による追突事故と推定する。
5年 7月10日	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	男性	70	作業者・技能者	28年	屋根板の取り外し作業	作業員の休憩施設として利用していた平屋プレハブ小屋の下屋解体のため、被災者が勾配約15度の屋根上でトタン板を固定していたビスを外す作業を行っていたところ、2m14cm下の地面に墜落し、急性硬膜外血腫により死亡した。墜落防止対策は講じていなかった。
5年 2月17日	墜落、転落	トラック	男性	60	貨物自動車運転者	5年		運送会社構内にてダンプ車の荷台上でシートの交換作業を1人で行っていた。その際、誤って荷台から車両後方へ転落し、左目を打ってその場で倒れていた。墜落防止措置を講じず、荷台上で作業を行わせたことが原因と推定される。

（注）後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります。

新しい安全ポスターのご案内

腰痛予防対策にご活用ください！

安全ポスター No.84

令和5年度安全衛生標語健康部門優秀作品「腰守ろう すきま時間でストレッチ 小さなことの積み重ね」をテーマとした「安全ポスターNo.84」を頒布中(価格210円(税込))です。

本ポスターを腰痛予防対策にご活用ください！

品名：安全ポスター No.84
価格：210円（税込）

ご注文は次のURLからお願いいたします。
http://rikusai.or.jp/health_and_safety/how_to_buy/

編集後記

今号では、陸運業における腰痛予防対策について、厚生労働省主任中央労働衛生専門官からご寄稿いただきました。作業は無理のない姿勢で行うなど、一層予防に取り組んでまいります。皆様の事業場におかれましても対策を講じてください。

いよいよ10月1日から改正労働安全衛生規則等が施行されました。今号でも取り上げておりますので、是非改正内容をご確認ください。

今月の表紙　**十和田湖**（青森県十和田市）
十和田湖は北東に延びる奥入瀬渓流、周辺の八甲田火山群とともに十和田八幡平国立公園に指定されています。新緑や紅葉の景勝地となっており、周囲の風景を鏡のように映し出す静かな湖面は神秘的な美しさと評されています。遊覧船からは紅葉や景観を間近で見られます。

陸運と安全衛生　2023年10月号　No.654
2023年10月10日発行
毎月1回10日発行
発行所　陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014　東京都港区芝5-35-2
安全衛生総合会館内
電話:03-3455-3857
(印刷物による年間購読料6,600円(税込·送料込み))